

京都市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年5月20日

京都市長 門川大作

京都市規則第5号

京都市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

京都市自転車等駐車場条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、京都市御射山自転車等駐車場及び京都市西院自転車駐車場（早朝深夜コーナーを除く。）」を「及び京都市御射山自転車等駐車場」に改める。

別表第1(3)の項中「京都市西大路駅北自転車駐車場」の右に「、京都市西院自転車駐車場」を加え、同表(4)の項を削り、同表(5)の項中「(5)」を「(4)」に改める。

附 則

この規則は、平成22年6月1日から施行する。

(建設局土木管理部自転車政策課)